特定非営利活動法人あうん定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人あうんという。

（事務所）

第2条　この法人は、事務所を東京都町田市に置く。

（目的）

第3条　この法人は、地域の障害がある人々や子どもたち、高齢者などとその家族に対して、必要とする福祉サービス等を提供し、社会的・経済的自立を支援するとともに、社会参加促進に関する事業を行い、すべての人々が生き生きとゆたかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　福祉の増進を図る活動

(2)　子どもの健全育成を図る活動

(3)　まちづくりの推進を図る活動

(4)　以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条　この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)　障害がある人たちや高齢者の生きがいや社会参加の実現を目的とした、通所施設の設置・運営に関する事業

(2)　障害がある人たちや子どもたち、高齢者のゆたかな地域生活の保障を目的とした、在宅生活支援ならびに暮らしの場の保障に関する事業

(3)　障害がある子どもたちのゆたかな放課後生活の保障を目的とした、地域生活支援に関する事業

(4)　障害がある人たちや子どもたち、高齢者の人権擁護に関して情報収集を行い、学習会の開催をし、必要な支援を行う事業

(5)　障害がある人たちや高齢者の家族の地域生活を支えるために障害のある人や高齢者の介助を行う事業

(6)　障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業及び指定特定相談支援事業

(7)　児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業及び指定障害児相談支援事業

(8)　その他目的を達成するために必要な事業

第2章　会員

（種別）

第6条　この法人は、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

2　会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

（入会）

第7条　会員の入会について、特に条件は定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3　理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

4　理事長は、第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1)　この定款に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（入会金及び会費の不返還）

第12条　既に納入した入会金及び会費は、返還しない。

第3章　役員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　7人以上　15人以内

(2)　監事　　2人

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2　理事のなかからその互選によって、次の役職者を選任する。

(1)　理事長　　1人

(2)　専務理事　1人

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　専務理事は、理事長を補佐し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の事業の執行を決定する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　会議

（種別）

第20条　この法人の会議は、総会及び理事会とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第21条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

(3)　事業計画及び予算

(4)　事業報告及び決算

(5)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6)　会費の額

(7)　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条　通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条　総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（総会の表決権等）

第28条　各会員の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した会員は、前2条の適用については出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

（総会の議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人以上が記名押印しなければならない。

3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったとみなされた日及び正会員総数

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号の場合には、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第5章　資産

（構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（管理）
第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

（会計の原則）
第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業年度）
第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事会で作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第47条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第48条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第49条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会で定める社会福祉法人に譲渡するものとする。

（合併）

第50条　この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第51条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章　事務局

（事務局及び職員）

第52条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第53条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第54条　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章　雑則

（細則）

第55条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　　則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成１５年度の総会の日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
   会　　員　　会費　2,000 円
7. この規則は、令和元年７月１１日から改定する
8. この定款は、令和元年１１月２９日から施行する
9. この定款は、令和２年９月７日から施行する

別　　表

この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理 事 長　川尻 泰子
専務理事　渡口 美佐子
理　　事　今村　直
同　　金子 光史
同　　小川 久江
同　　杉井 ゆかり
同　　遠藤 祥子
監　　事　白石 毅
同　　伊藤 みち子